

1 各条例案における上乗せ等の概要

(1) 認可基準条例

ア 千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

次の項目について、本市の保育水準を維持・確保するという考えの下、国と異なる上乗せ基準を設定する。

項目	区分	国基準	本市基準(上乗せ)
乳児室、ほふく室面積	従う	乳児室 1.65 m ² /人、 ほふく室 3.3 m ² /人	乳児室及びほふく室 3.3 m ² /人
	【特記事項】 生後何か月からほふくするかは個人差があるため、あらかじめほふくする後に必要となる面積を確保する。(市保育所認可基準と同様)		
遊戯室	従う	保育室との兼用可	定員60人未満の場合のみ保育室との兼用可
	【特記事項】 一定規模以上(3歳以上児が複数のクラスとなる場合等)の保育所の場合、複数のクラスが合同で保育を行う場合等に必要となるため、利用定員60人以上の施設は保育室との兼用を不可とする。(市保育所認可基準と同様) ただし、既存施設から移行する施設については、建物上の制約等から、基準に則した運用が適わないケースも想定されることから経過措置を設ける。		
1・2歳児の保育教諭配置	従う	園児6人に1人	園児5人に1人
	【特記事項】 運動機能や生活面において未熟な部分が多く、保育者の援助をより多く必要とする1・2歳児について、園児5人に対し保育教諭1人配置とする。(市保育所認可基準と同様) ただし、既存施設から移行する施設については、これまでの経緯とともに、経費や保育教諭確保の観点等から、基準に則した配置が適わないケースも想定されることから経過措置を設ける。		
3歳以上児への食事の提供	従う	外部搬入可	外部搬入の場合はあらかじめ市長との協議を義務付け
	【特記事項】 食育を推進するとともに、アレルギー児にきめ細かく対応するため、3歳以上児の食事を外部搬入する場合、市長との事前協議を義務付ける。(市保育所認可基準と同様)		
3歳以上児の学級の編成	従う	1学級35人以下	3歳児の学級は30人以下
	【特記事項】4・5歳児に比べ、より多くの援助を必要とする3歳児の教育時間における学級編成について、1学級について30人以下とする。(県認定こども園認可基準と同様) 【参考】市保育所の保育士配置基準 3歳児の児童20人に対し保育士1人		
非常災害対策	—	—(規定なし)	設備設置、災害に対する計画、月1回の訓練の実施、非常用物資の確保
	【特記事項】 東日本大震災の教訓を踏まえ、利用者の安全確保に努める。(全庁的な取組みとして、条例で基準を定める全ての福祉施設で同様の基準を設定)		

イ 千葉県家庭的保育事業等の設備・運営に関する基準を定める条例(案)(地域型保育事業に係る認可基準)

次の項目について、「地域における多様なニーズにきめ細かく対応する」という目的を損なわない範囲において、本市の保育水準を維持・確保するという考えの下、国と異なる上乗せ基準を設定する。

(ア) 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業に共通の上乗せ基準

項目	区分	国基準	本市基準(上乗せ)
食事の提供	従う	外部搬入可	外部搬入する場合はあらかじめ市長との協議を義務付け
	【特記事項】 食育を推進するとともに、アレルギー児にきめ細かく対応するため、食事を外部搬入する場合、市長との事前協議を義務付ける。(市保育所認可基準と同様)		
食事の提供に係る経過措置	従う	食事の提供、調理設備設置、調理員配置に関し経過措置(5年)	現に家庭的保育、グループ型小規模保育又は保育ルーム等を実施する者以外は経過措置なし。
	【特記事項】 認可事業所としての保育の質を担保するとともに、現行事業からの円滑な移行を図るため、現に市の助成を受けて事業を実施する事業者のみに経過措置を適用する。		
連携施設に関する経過措置	従う	連携施設を確保しないこと可(5年)	保育内容の支援(集団保育の機会の設定など)について、経過措置なし。
	【特記事項】 認可事業所としての保育の質を担保するため、保育内容の支援については経過措置を設けないこととする。		
非常災害対策	参酌	設備設置や災害に対する計画策定、訓練の実施	非常用物資の確保に必要な措置を講じるよう努める。
	【特記事項】 東日本大震災の教訓を踏まえ、利用者の安全確保に努める。(全庁的な取組みとして、条例で基準を定める全ての福祉施設で同様の基準を設定)		
(参考)乳児室面積	参酌	3.3 m ² /人	上乗せしない。(市保育所基準と同等の基準であるため)

(イ) 家庭的保育事業に係る上乗せ基準

項目	区分	国基準	本市基準(上乗せ)
保育従事者の要件	従う	家庭的保育者	家庭的保育者(保育士、看護師又は幼稚園教諭)
	【特記事項】 個人が、個人宅において少人数の保育を行う事業の特性に鑑み、児童福祉や幼児教育、母子保健等の専門的知識を有する者に限定する。(現行の市家庭的保育に係る基準と同様)		

(ウ) 小規模保育事業A型及びB型(参考)

項目	区分	国基準	本市基準(上乗せ)
1,2歳児に係る保育士等配置	従う	6人:保育士等1人(全体+1加配)	上乗せしない。(国認可基準において実質5:1を満たす。)

(エ) 小規模保育事業C型に係る上乗せ基準

項目	区分	国基準	本市基準(上乗せ)
保育従事者の要件	従う	家庭的保育者	家庭的保育者のうち1人以上を保育士とする。 【特記事項】 最大15人の児童の保育を実施するにあたり、保育課程を作成する等の知識が求められることから、家庭的保育者のうち1名以上を保育士とする。(現行の市グループ型小規模保育事業に係る基準と同様)
定員数に係る経過措置	従う	6人~15人(5年)(本則は6人~10人)	現にグループ型小規模保育又は保育ルーム等を実施する者以外は経過措置なし。 【特記事項】 認可事業所としての保育の質を担保するとともに、現行事業からの円滑な移行を図るため、グループ型小規模保育等、現に市の助成を受けて事業を実施する事業者のみに経過措置を適用する。

(オ) 事業所内保育(参考)

項目	区分	国基準	本市基準(上乗せ)
1,2歳児に係る保育士等配置	従う	6人:保育士等1人(全体+1加配)	上乗せしない。(企業の福利厚生事業であることを考慮)
乳児室・ほふく室の面積(定員20人以上)	参酌	乳児室:1.65㎡/人	
保育室・遊戯室の設置	参酌	必置(保育室との兼用可)	

(2) 運営基準

(千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案))

次の項目について、認可基準と同様の上乗せ基準を設定する。

項目	区分	国基準	本市基準(上乗せ)
連携施設に関する経過措置	従う	地域型保育事業について、連携施設を確保しないこと可(5年)	保育内容の支援(集団保育の機会の設定など)について、経過措置なし。 【特記事項】 認可基準と同様の上乗せを行う。
利用定員数に係る経過措置	従う	小規模保育C型について、6人~15人までとする経過措置(5年)(本則は6人~10人以下)	現にグループ型小規模保育又は保育ルーム等を実施する者以外は経過措置なし。 【特記事項】 認可基準と同様の上乗せを行う。

(3) 放課後児童健全育成事業に関する設備・運営基準

次の項目について、本市における保護者の就労状況などを考慮し、国と異なる上乗せ基準を設定する。

項目	区分	国基準	本市基準(上乗せ)
開所時間・日数	参酌	・休業日以外1日3時間 ・1年250日以上	・授業の終了後から午後6時まで ・日曜・祝日・12/29~1/3以外は開所。 【特記事項】 本市における児童の保護者の就労状況や小学校の終了時刻等を考慮し、上乗せを行う。
非常災害対策	参酌	設備設置や災害に対する計画策定、訓練の実施	非常用物資の確保に必要な措置を講じるよう努める。 【特記事項】 東日本大震災の教訓を踏まえ、利用者の安全確保に努める。(全庁的な取組みとして、条例で基準を定める全ての福祉施設で同様の基準を設定)

2 その他(既に制定されている保育所認可基準の改正)

国基準の改正に伴い、本市基準も同様に、保育所の認可基準を定める条例として平成25年4月に施行した「千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の定める条例」における保育所認可基準の一部を改正する。

(1) 看護師等を保育士とみなす配置特例基準の改正

これまで乳児(0歳児)6人以上入所の場合は、保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすとしていたが、乳児4人以上6人未満を入所させる場合も同様の看護師等の配置を認める。

(2) 4階以上の避難階段に関する基準の改正

これまで保育所の保育室等を4階以上に設置する場合は、避難用階段を屋外避難階段のみ認めていたが、同等の安全性が認められる他の設備も可能とする。

(3) 保育所の内部の規程に関する改正

これまで児童福祉施設として、入所者の援助に関する事項その他施設の管理に関する重要事項について規定を設けたが、保育所について施設の運営における重要事項に関する規定を定める。

(4) 利用料の徴収に関する基準の削除

徴収に関する規定が運営基準に位置付けられたことに伴い削除

(5) 業務の質の評価等を新たに追加

(6) その他所要の改正

3 スケジュール(案)

26年7月10日~8月11日	パブリックコメント手続
8月	社会福祉審議会児童福祉専門分科会(条例案の報告)
9月	条例議案提出(第3回定例会)
10月	条例公布
27年4月	条例施行